

人口減少局面における社会福祉法人経営に関する一考察
ー財務諸表等電子開示システム 2023 年度決算データーよりー

○ 東洋大学 早坂聡久 (002579)

キーワード：社会福祉法人，経営状況，債務超過

1. 研究目的

社会福祉法人は、1951年に制定された社会福祉事業法（現：社会福祉法）において創設された特別法人であり、その最大の特徴は、日本国憲法 89 条に規定される公の支配に属さない慈善又は博愛の事業に対する公金支出の禁止規定に対応すべく「公の支配下に置かれる特殊法人」として存立することにある。

この「公の支配下に置かれる」特殊な立ち位置にあり、行政機関の公権力の発動として実施する措置にかかるサービス提供の役割を受託できる仕組み（措置制度）のもとで、規制と助成を受けながら戦後 70 有余年に渡って日本の社会福祉制度を支えてきた。

その一方で、2000 年の社会福祉基礎改革以降、社会福祉法人に関する制度改正が立て続けに行われている。その理由が、急速に進む少子高齢化と人口減少により、高齢化がピークとなる 2040 年頃に向けた準備に他ならない。そして、2014 年の「社会福祉法人制度の在り方について」にて社会福祉法人の今日的役割が示され、2017 年 4 月から全面施行となった社会福祉法人制度改革において地域における公益的取り組みの責務が明記されている。

少子高齢化とともに急速に人口減少が進む 2040 年に向けた危機感は極めて強く、それ故、地域包括ケアシステムの深化としての地域共生社会実現や、重層的支援体制整備事業等の制度改正が行われている。そして、新たな福祉サービスのあり方の検討においては、常に社会福祉法人を如何にして活用していくかが議論されている。

その一方で、現在、多くの社会法人が赤字経営にあり、急速に進む物価高や人件費の高騰のもとでさらなる苦境に見舞われている。急速に進む生産年齢人口が減少しつつある地域社会において、他産業との人材確保競争に既に負け続けている。新たな節目の年となる 2040 年を論じるまでもなく、現時点においても介護分野を筆頭に制度の持続性はもとより、福祉サービスの維持すら危ぶまれている。

本研究では、そうした厳しい経営状況にある社会福祉法人の経営実態を財務諸表から明らかにし、今後の法人経営のあり方について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに公開されている全国社会福祉法人の財務諸表のうち、2025 年 4 月 1 日時点における現況報告書と 2023 年度決算の財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）について分析を行った（行政文書開示請求 3458 号、同 3459 号）。分析にあたっては、開示された 2023 年度決算データ（21,018）の分析を行い、次いで、社会福祉協議会、社会福祉事業団、共同募金会等を除く一般法人（18,781）の分析を行った。また、特に経営状況が悪いとされる事業収益の柱を高齢者福祉分野（老人福祉事業収益、介護保険事業収益が最多となる）としている 6,251 法人を抽出して分析を加えた。

3. 倫理的配慮

本研究で用いるデータは、既に社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにて公開されているデータであり、個人情報について連結不可能匿名化データを用いた研究であることから、倫理的配慮を必要としない。

なお、法人の経営状況の詳細について分析を行うことで、個別の法人の経営戦略に影響を与えることのないよう、分析にあたっては、個々の社会福祉法人を特定しない形で行った。また、本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守している。

4. 研究結果

社会福祉協議会、社会福祉事業団、共同募金会等を除いた一般法人の事業収益の柱別に赤字・黒字の割合をみたところ、高齢者福祉分野を事業収益の柱としている法人の赤字割合が46.7%と最も高く、次いで補助事業及び受託事業の43.4%であり、次に障害福祉分野の38.5%、その他の事業の38.5%となり、児童福祉分野が28.1%と最も赤字割合が少なかった。

事業収益の柱を高齢者福祉分野としている法人の事業規模別の赤字・黒字の割合では、「1億円未満」では、53.1%もの法人が赤字となっており、「1億-2億円未満」は35.0%で赤字、「2億-5億未満」は34.9%で、「5億-10億円未満」は36.8%で赤字となり、「10億円以上」の場合は赤字割合が27.3%と少なくなることから、経営規模が大きくなるほど統計的にも有意に赤字割合は少なくなり、スケールメリットがみてとれる結果が示された($p<0.001$)。「1億-2億未満」の規模は地域密着型特養などの小規模施設が相当し、「2億-5億円未満」では50名定員の特養に併設施設に通所介護事業所と短期入所事業所が加わる規模と想定でき、いわゆる特養法人であっても施設規模が10億円を超えない場合は経営状況が厳しい。

事業収益の柱を高齢者福祉分野としている法人の他分野の事業実施状況については、61.3%が高齢者福祉単独法人であり、高齢者福祉と児童福祉が10.7%、高齢者福祉と障害福祉が20.4%、高齢者福祉・児童福祉・障害福祉の3分野の事業実施は7.6%であり、赤字割合では、高齢者福祉単独経営法人の51.0%で赤字であり、高齢者福祉と障害福祉経営法人が53.0%と赤字割合が高く、高齢者福祉・児童福祉・障害福祉の3分野経営法人が36.1%で高齢者福祉と児童福祉の経営が32.9%と最も赤字割合が少なかった。

次に、市町村の状況と法人経営の様相を探るため、各々の法人が所在する市町村コードに対応して市町村の人口を付して5区分(1万人未満, 1-3万人未満, 3-5万人未満, 5-10万人未満, 10万人以上)にて、法人の収支状況(サービス活動収益計)について平均額の差を見てみた。

その結果、サービス活動収益計の平均では、法人が所在する市町村の人口区分が「10万人以上」の場合の法人の収益規模の平均が10億円超と最も大きく、次いで「5万-10万人未満」約8億円、「3万-5万人未満」で約7億円、「1万-3万人未満」で約6億円、「人口1万人未満」で約4億円の順となり、法人が所在する市町村の人口区分が小さいほどそこに所在する社会福祉法人の収益規模が小さいことが明らかになった($p<0.001$)。

また人件費率(給与費)の平均では、法人が所在する市町村の人口区分が大きいほど人件費率が低くなっていた($p<0.001$)。

5. 考察

2023年度の社会福祉法人の財務データのうち高齢者福祉分野を事業収益の柱とする法人の経営状況としては、サービス活動収益計については、事業収益が大きい法人ほど赤字の割合が少なくまた、他分野、特に児童福祉分野の事業を実施している法人に収益状況が良かった。

他方、高齢者福祉事業を経営する法人の6割超が単独分野経営法人であり、そうした法人のうち事業規模が10億円以下の赤字法人の経営状況を改善する手立てはあるのだろうか。すでに、高齢福祉分野におけるサービス量は飽和の域にあり、訪問介護や通所介護といった居宅サービスへの拡大は現実的ではない。また、障害福祉分野や保育所を含む児童福祉分野への進出もすでに期を逸していると言わざるを得ない。

本研究で明らかになったとおり、市町村の人口規模が小さくなるほど、複数領域での経営の効果も薄くなることから、人口2万人以下の市町村においては、高齢福祉分野のみを経営する法人の経営状況を好転することは厳しいといえよう。2050年には人口5万人未満の市町村が全体の76.3%となり、そのうち、人口1万人未満の市町村が42.7%になると推計されている。そのような状況にあって、脆弱な社会福祉法人の経営改善を導く手立ては実質的にない。

そうした小規模赤字法人を公的資金の投入によって守ることの是非については議論が必要であるが、少なくとも、経営レベルにあっては、事業拡大による経営改善よりも、合併や事業譲受を検討する局面に移ったと言えよう。それ故、今後の社会福祉法人制度改革の方向としては、直接的な法人合併が進まぬ状況にあっては、社会福祉連携法人が合併の受け皿となる法改正を行うか合併を導くインセンティブの提示が求められよう。縮小していく準市場の中において、社会福祉法人が市町村のサービス基盤を維持しつつ計画的に縮小していくための方策について議論が求められる。